

公的研究費に関する不正防止計画

2021年11月1日

事務局長 裁定

この計画は、横浜美術大学における公的研究費の取扱い及び研究活動における不正行為等の防止規程（以下「規程」という。）第4条第2項及び横浜美術大学における公的研究費の取扱い及び管理・監査の実施要綱（以下「要綱」という。）第4条に則り、研究活動上の不正行為を発生させる要因を把握し、不正行為防止のための具体的な対策を講じていくために定めるものである。

本計画は、内部監査やモニタリングの状況、不正行為を発生させるリスクが顕在化した場合などは、適宜見直しを行うこととする。

1. 学内の責任体系の明確化

| 不正発生の要因等 | 不正防止計画 |
|--|---|
| 公的研究費の運営・管理に関わる責任体系について、学内における認識が低い可能性 | 学長を最高責任者、事務局長を統括管理責任者、副学長をコンプライアンス推進責任者、総務課を不正防止計画推進部署とする責任体系や関連規程について構成員に周知する。 |
| 監事に求められる役割が不明確 | 監事に求める役割を明確化する。 |

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

| 不正発生の要因等 | 不正防止計画 |
|---------------------------------------|--|
| 研究費が公的研究費であることの意識や適正執行への意識が希薄である可能性 | 教員や公的研究費に関わる学部生及び職員等に対して、コンプライアンス教育を実施し、誓約書の回収を着実に目指す。さらに、コンプライアンス推進責任者による啓発活動の定期実施（四半期に一度）を行う。 |
| 学内ルールが不明確で、統一されたルールがない | 規程及び要綱により明確にしているが、統一化が望ましいという観点から要綱を廃して規程を整備する。また、規程等の定期的に見直しを行い、必要に応じて改正を行うことで、全構成員に分かりやすく周知を図る。 さらに、公的研究費により謝金や旅費等の支給を受ける学生が発生した場合、規程等のルールの周知を徹底する。 |
| 職務権限が不明確である場合 | 規程及び要綱により明確にしているが、定期的に見直しを行い、必要に応じて改正を行うことで、実態に即した職務権限の明確化及び決済手続きを実施する。 |
| 告発などの取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用が不透明である場合 | 規程及び要綱により明確にしているが、定期的に見直しを行い、必要に応じて改正を行うことで、公正かつ透明性の高い仕組みの維持を図る。 |

(次頁に続く)

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

| 不正発生の要因等 | 不正防止計画 |
|--------------------------------|--|
| 不正発生要因を把握したうえでの不正防止計画が未策定である場合 | 内部監査担当者と連携し、不正発生要因を整理したうえで、実効性のある計画を立案する。また、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。 |

4. 研究費の適正な運営・管理活動

| 不正発生の要因等 | 不正防止計画 |
|--|--|
| 研究費の適正な執行について、第三者からの実効性のあるチェックがなされるシステムが未整備である場合 | 予算執行状況の把握・検証、業者の適切な管理・監督、適正な物品・役務の発注及び検収、特殊な役務の検収、非常勤雇用者の雇用管理、換金性の高い物品の管理、研究者の出張計画の把握を行う。研究費の執行に関する書類やデータ等は適切な期間保存し、後日の検証に耐えられるよう適正に管理する。法人カードの導入、運用を図る。 |

5. 情報発信の共有化の推進

| 不正発生の要因等 | 不正防止計画 |
|-------------------------------|---|
| 公的研究費のルールや相談窓口に関する情報が認知されていない | 公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口や、不正防止への取組方針についての最新情報を大学ウェブサイトで公表していることを周知する。 |

6. モニタリングの在り方

| 不正発生の要因等 | 不正防止計画 |
|----------------|--|
| 内部監査が機能していない場合 | 内部監査担当者には専門的な知識を有する者を活用して、公認会計士の助言を踏まえながら引き続き内部監査の質向上を図る。 内部監査マニュアルに則った監査を実施する。これに定める対象者がいる場合は、リスクアプローチ監査を行い、不正発生を防止する。 |

以上